

【指針本文】

3. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

3-1 発注体制の整備等

（発注者自らの体制の整備）

各発注者において、**自らの発注体制を把握**し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど**国及び都道府県等の協力・支援**も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

【解 説】

○ **自らの発注体制を把握**

自らの発注体制を把握するため、自己評価を行っている取組として、以下の事例がある。

- II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
3. 発注体制の強化等 3-1 発注体制の整備等

【発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価（中部ブロック発注者協議会）】

様式1

【工事】

発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み状況表

<指標：（1）最新の積算基準の適用状況等>

- ・（1）－1 最新（1年以内（賞額は2年以内）に更新されている）の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
- ・（1）－2 単価の更新頻度（物価資料に掲載のあるものを対象とする。）

組織名	令和5年度 実績			令和6年度 目標		
	(1)－1 a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領等を整備し活用している。 b：最新の積算基準は適用しているが基準範囲外の場合の要領等は未整備。 c：その他	(1)－2 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度 a：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） b：3ヶ月以内 c：6ヶ月以内 d：12ヶ月以内 e：それ以上	備考 他機関の基準を準用している場合 ・〇〇県の〇〇基準を準用 ・〇〇県の〇〇に準拠	(1)－3 a：最新の積算基準を適用及び基準範囲外の場合の要領等を整備し活用する。もしくは整備する予定。 b：最新の積算基準は適用するが基準範囲外の場合の要領等は整備しない。 c：その他 ＜R6目標値：「a」100%＞ 「b」「c」は理由を備考に記入すること	(1)－4 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度 a：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） b：3ヶ月以内 c：6ヶ月以内 d：12ヶ月以内 e：それ以上	備考 R6目標達成出来ない理由及び整備予定年度 ・〇〇のため、要領等は未整備 ・令和〇年度、〇〇を整備予定 ・令和〇年度、〇〇を準用予定
協議会	警察庁中部管区警察庁	a	a		a	
協議会	警察庁中部管区警察学校	a	a		a	
協議会	財務省東海財務局	a	d		a	
協議会	財務省名古屋税関	a	a		a	
協議会	国税庁名古屋国税局	a	a		a	
協議会	厚生労働省東海北陸厚生局	c		c		案件の予定及び実績がない
協議会	厚生労働省岐阜労働局	a	a		a	
協議会	厚生労働省静岡労働局	a	d		c	
協議会	厚生労働省愛知労働局	a	a		a	
協議会	厚生労働省三重労働局	b	b		b	
協議会	農林水産省東海農政局	a	a		a	
協議会	林野庁中部森林管理所	a	b		b	
協議会	経済産業省中部経済産業局	a	b		b	
協議会	国土交通省中部地方整備局	a	a		a	
協議会	国土交通省中部運輸局	b	a		a	該当が無いため、要領等は未整備
協議会	海上保安庁第四管区海上保安本部	a	a		a	
協議会	環境省中部地方環境事務所	a	a		a	
岐阜県	岐阜県	a	a		a	
静岡県	静岡県	a			a	
愛知県	愛知県	a	a		a	
三重県	三重県	a	a		a	
静岡県	静岡市	a	a		a	
静岡県	浜松市	a	a	静岡市の土木工事標準積算基準に準拠	a	
愛知県	名古屋市中区	a	a		a	
協議会	中日本高速道路株式会社名古屋支社	a			a	
協議会	(独)都市再生機構中部支社	a	a		a	
協議会	(国)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	a	a		a	
協議会	(独)水資源機構中部支社	a	a		a	
協議会	静岡県道路公社	a	a	静岡県建設資材等価格決定要領を準用	a	静岡県建設資材等価格決定要領を準用
協議会	愛知県道路公社	a	a	愛知県の積算基準を準用	a	

出典)「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価について（令和5年度実績）」
(令和6年6月 中部ブロック発注者協議会)

「指針本文」についての解説

- II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
3. 発注体制の強化等 3-1 発注体制の整備等

○ 国及び都道府県の協力・支援

国及び都道府県の協力・支援の取組として、以下の事例がある。

【品質確保に向けた支援の実施（北陸地方整備局）】

- 「発注関係事務に関する支援メニュー」を活用し、「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく各市町村の取り組みを支援。
□ 県部会・WG・キャラバン等を通じて、「発注関係事務に関する支援メニュー」の活用及び各種講習会への参加を促すとともに、自治体が抱える疑問・問題等に対して必要な支援を実施。



【総合評価関係事務の演習講習会（北陸地方整備局）】

【目的】

- ◆ 品確法及び総合評価落札方式の概念、工事及び業務に関する総合評価落札方式及び入札の運用についての知識の習得を支援。
- ◆ 総合評価落札方式の導入・拡大に向けた発注者のサポート体制の充実・強化。
- ◆ 本講習会は、平成23年度から実施を開始し、今年度が13回目の開催。

【令和5年度】

- ◆ 令和5年10月開催の各県WGにて「総合評価導入の必要性」を説明、周知。
- ◆ 演習は、令和6年1月の実施を計画していたが、能登半島地震対応のため、中止。

◇ 演習講習会 内容

- ◆ 総合評価落札方式の概要
 - ・ 総合評価落札方式導入の必要性、総合評価落札方式の進め方
- ◆ 総合評価落札方式の適用
 - ・ 施工能力評価型Ⅱ型(簡易確認型)における受発注者の事務量軽減のための取り組み
 - ・ 業務の総合評価落札方式の概要
 - ・ 総合評価落札方式におけるダンピング対策への対応について
- ◆ 演習
 - ・ 演習問題A 施工能力評価型Ⅰ型(簡易型)
 - ・ 演習問題B 施工能力評価型Ⅱ型(特別簡易型)「簡易確認型」の総合評価落札方式

令和6年度の取り組み【継続】

※ 開催時期、実施方法については別途検討

- ◆ 自治体からの質問等(WG・キャラバン等)として「総合評価導入の必要性」「総合評価の進め方」「総合評価落札方式の方法」があることから、継続して講習会を実施。

管内の自治体から、『どこに問い合わせれば良いのかわからない』という意見が多く寄せられたことから、名刺サイズの「発注関係支援カード」と「ポスター」を作成して平成28年度から配付。

発注関係事務支援カード①（問合せ先一覧）

1. 【人契契約関係】	総務部	契約課	工事契約調整係長	●●●● (内 25/23)
(1) 発注者担当係	総務部	契約課	契約調整係長	●●●● (内 25/26)
(2) 人契契約事務	Mail: hr-souru-keiyakuoua.mlit.go.jp			●●●● 025-370-6647
(3) 総合評価係・入札係	企画部	技術検査官	●●●● (内 31/24)	●●●● 025-370-6702
	Mail: hinkaku@rr.mlit.go.jp			
2. 【設計積算関係】	企画部	技術管理課	基準第一係	●●●● 025-370-6702
(1) 土木工事積算	●●●● (内 33/21, 33/22)	●●●●	●●●●	●●●● 025-370-6702
(2) 設計・算積業務	企画部	技術管理課	基準第二係	●●●● 025-370-6702
	●●●● (内 33/41, 33/42)	●●●●	●●●●	●●●● 025-370-6702
3. 【施・工・監・査・検査関係】	企画部	技術検査官	●●●● (内 31/24)	●●●● 025-370-6702
4. 【i-Construction 関係】	企画部	技術検査官	●●●● (内 31/21)	●●●● 025-370-6702

表面

5. 【建設業法関係】
 建設部 計画・建設産業課 建設系係長 ●● (内 6145)
 Mail: keiikaku-kensetsusangyou@hrr.mlit.go.jp ☎025-370-6571

6. 【東京湾環境部】
 東京都 環境部 品質確保室 ●● (内 6333)
 ☎025-370-6607

7. 【公共建築関係】
 宮城県 計画課長補佐 ●● (内 5153)
 Mail: pb-soudan201@hrr.mlit.go.jp ☎025-280-8705

上記以外の発注関係事務全般
 【北陸ブロック発注者協議会 事務局】
 北陸地区発注者協議会 企画部 品質管理課 品質確保チーム
 Mail: hinokaku@hrr.mlit.go.jp ☎025-370-6702

※発注関係事務に関する項目について、いつでもなんでも問合せて下さい。

裏面

令和6年度も継続して取り組みを実施



20

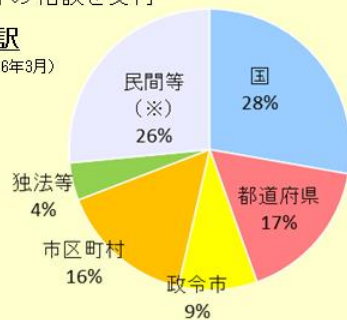
【公共建築相談窓口の設置（国土交通省本省及び地方整備局）】

○国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設
○平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

○令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)は、延べ2,104件の相談を受付

○令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)は、延べ2,799件の相談を受付

(令和5年4月～令和6年3月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等



○主な相談内容

- ・企画立案
- ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
- ・保全
- ・官庁営業に関する技術基準の運用 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等



Π - 244

【指針本文】

（外部からの支援体制の活用）

国及び都道府県は、発注者の発注関係事務の実施を支援するため、自らの保有する研修機関において研修や講習会等を開催するとともに、民間団体等の研修機関の活用や産学官の専門家との連携を促すなど、発注者の技術力向上に資する機会を積極的に設けるよう努める。また、地方公共団体がより積極的に研修等を活用できるよう、支援体制の充実に努める。

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、**発注関係事務を適切に実施することができる者の活用**に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める。

【解説】

○ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用 ^{1) 2)}

発注関係事務を適切に実施することができる者の選定支援を目的とした発注者支援機関を認定する取組として、以下の事例がある。

【発注者支援機関の認定制度に関する取組（品質確保に関する推進協議会（中部））】

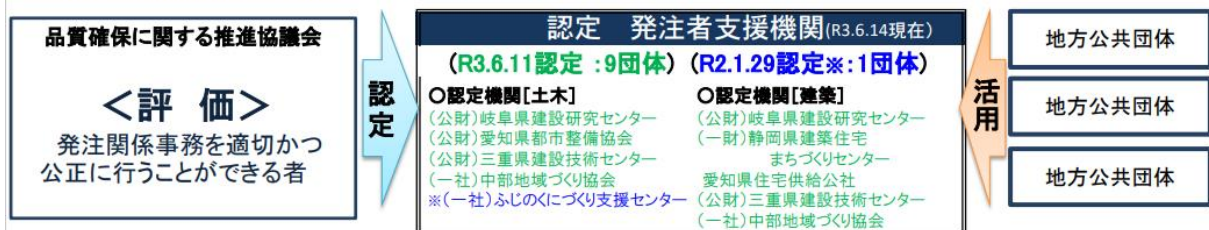
『公共工事発注者支援機関の評価制度』の概要

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、**発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者（発注者支援機関）**を活用しようとする場合において、**国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』**を行うため、「品質確保に関する推進協議会」により公共工事発注者支援機関評価制度を平成26年12月17日に設立し、発注者支援機関として、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評価、技術提案の審査等）を適切かつ公正に行うことができる者としての条件を備えているか評価要件を用いて評価し、認定を行っている。

- ① 発注関係事務を適正に行うことができる知識経験
- ② 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制
- ③ その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

（認定期間は評価の翌日より3年後の年度末。継続は再度評価が必要）

【品質確保に関する推進協議会】
・学識経験者
・国土交通省 中部地方整備局
・岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋市 静岡市 浜松市



出典)「国土交通省 中部地方整備局 HP 公共工事の品質確保に関するページ「発注者支援業務等の認定について」」

建築分野では、全国営繕主管課長会議により、公共建築における発注関係事務に係る支援方策が検討され、「発注者支援業務事例集」「発注者支援業務等業務委託様式事例集」等が取りまとめられている。

国土交通省では、こうした取組を含め、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価等について、さらに検討を進めていくこととしている。

(参考資料)

- 1) 「発注者支援業務事例集」(平成 19 年 3 月(最終平成 30 年 5 月)全国営繕主管課長会議)
- 2) 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」(令和元年 6 月全国営繕主管課長会議)

- Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
 3．発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

【指針本文】

3-2 発注者間の連携強化

（工事・業務成績データの共有化・相互活用等）

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事・業務成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事や業務への適用が可能となるように、**積算システム等の各発注者間における標準化・共有化**に努める。また、新規参入を含めた事業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した**工事・業務の内容や成績評定、当該工事・業務を担当した技術者に関するデータの活用**に努める。

工事・業務成績評定については、**評定結果の発注者間の相互利用を促進**するため、各発注者間の連携により**評定項目、評定方法の標準化**を進める。

各発注者は工事・業務の内容等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

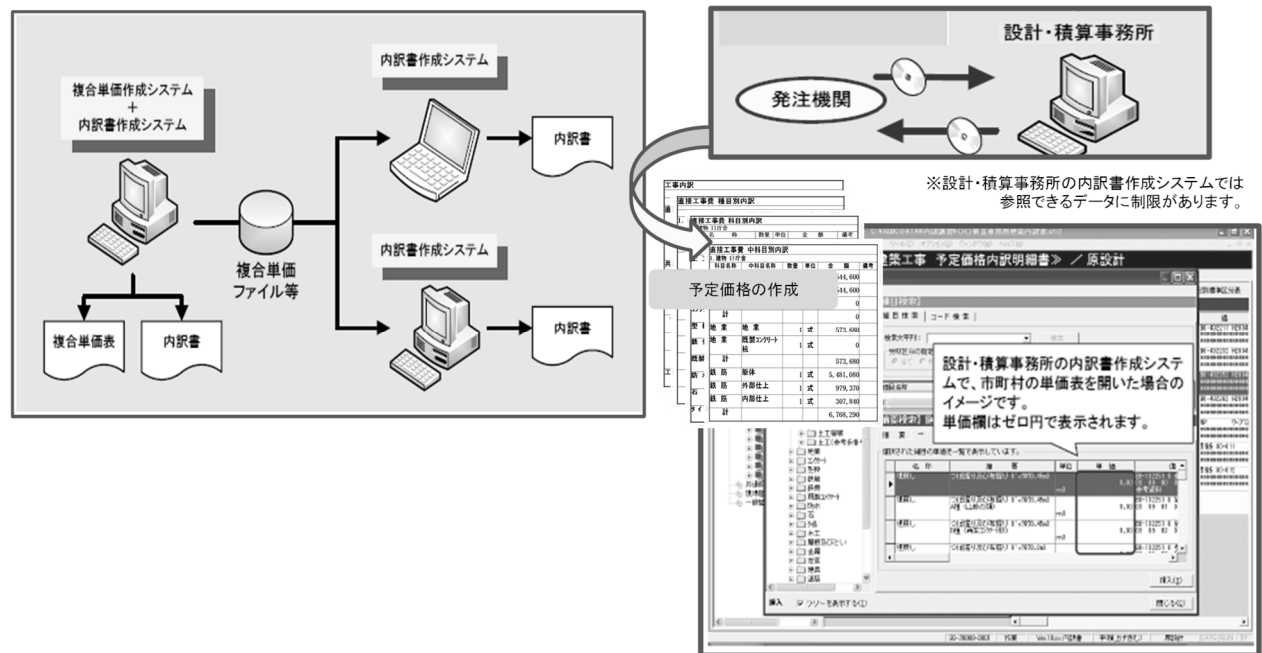
【解 説】

○ 積算システム等の各発注者間における標準化・共有化

国土交通省では、発注者間で緊密な連携を図る取組の一つとして、積算システム等の標準化についての検討を進めている。

また、公共建築工事については、国及び地方公共団体において、営繕積算システムを開発し、その活用を推進している。

【営繕積算システムの概要】



出典) 国土交通省作成資料

○ 工事の内容や成績評価、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用

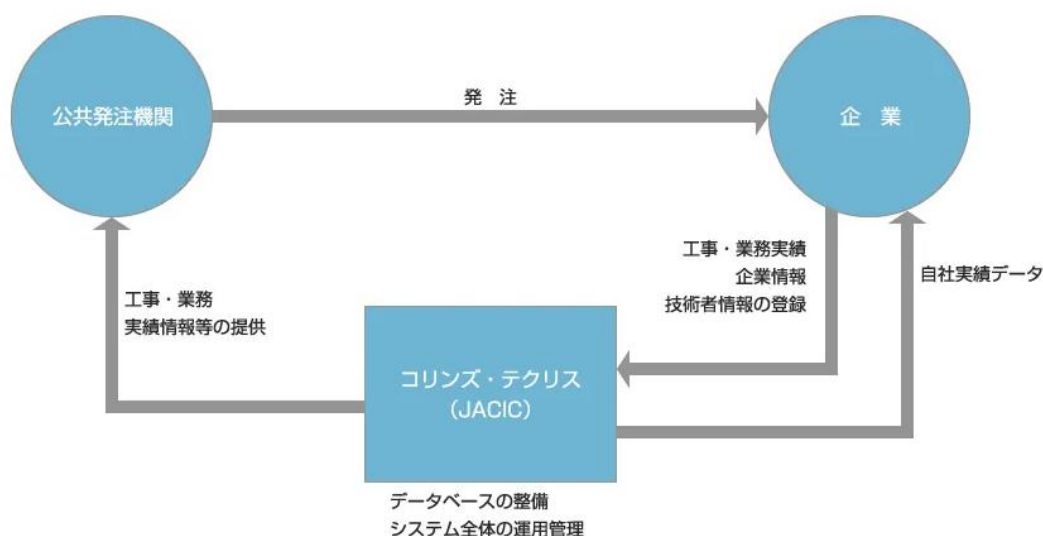
成績評価を発注者間で相互利用するためのツールとして、工事・業務実績情報に関するデータベースがある。その一例として、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）が運営するシステム（コリンズ・テクリス[※]）があり、その概要は以下のとおりである。

建築関係の設計業務については、一般社団法人公共建築協会が運営する公共建築設計者情報システム（P U B D I S）がある。

【コリンズ・テクリスの概要と流れ】

コリンズ・テクリスとは、企業が受注した公共工事または業務の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事・業務実績情報データベース（注1）のことをいいます。

一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）は、コリンズ・テクリスに登録された工事・業務実績情報（注2）を管理、企業情報、技術者情報と共に公共発注機関に提供しています。工事・業務実績情報は、受注企業および従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の内容確認および技術者の配置状況の確認などに利用しています。



（注1）データベースとは、関連するデータをまとめて体系的に一元管理し、検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まりです。

（注2）「工事・業務実績情報」とは、企業が公共発注機関から受注した工事または業務についての契約に関する事項、具体的な実施内容に関する事項および配置技術者に関する事項等について、発注した公共発注機関の確認を受けたうえでコリンズ・テクリスに登録された情報をいいます。

発注機関と受注企業について

コリンズ・テクリスの利用者は、工事や業務の実績データを検索・閲覧する「発注機関」と、実績データを登録する「受注企業」に分かれています。

	発注機関	受注企業
対象	- 国の機関 - 地方公共団体 - 公共法人 - 公益民間企業など	国、都道府県、市区町村が発注した工事・業務を受注した元請け企業 - 公益法人、公益民間企業（高速道路会社、電力会社や鉄道会社等）の工事・業務を受注した元請け企業
コリンズ・テクリスでできること	- 各企業の実績データの検索 - 企業情報の閲覧 - 技術者情報の閲覧	- 公共事業の工事や業務実績を登録 - 技術者情報の登録 - 自社実績データの活用

コリンズ・テクリス利用状況

企業の登録件数（2024年3月末現在）

	会社数	登録件数	技術者数
コリンズ	163,000	6,695,000	—
テクリス	17,000	2,619,000	—
合計	180,000	9,314,000	2,028,000

発注機関の利用機関数（2024年3月末現在）

利用機関	コリンズ	テクリス	JCIS	合計利用機関数
国の機関	24	21	5	31
独立行政法人等	62	11	1	65
都道府県等	52	65	27	69
政令指定都市等	14	24	13	26
市区町村等	899	763	248	1,113
その他	36	37	2	48
合計	1,087	921	296	1,352

- 「JCIS」は、JACIC-CE協議会が運営している発注者支援データベース・システムです。
- 「合計利用機関数」は、コリンズ・テクリス・JCISを複合利用している場合は、1機関としています。
- 「都道府県等」、「政令指定都市等」、「市区町村等」には、公社や一部事務組合等を含みます。

コリンズ・テクリスでできること

受注企業の皆様は、公共機関から受注した「工事や業務の実績データ」、「企業の情報」、「技術者の情報」を登録することができます。また、登録した実績データを自社で活用することができます。

企業情報の登録	企業の本社所在地、事業所などの登録・管理
実績データの登録	公共発注機関から受注した工事・業務実績の作成・登録
技術者情報の登録	所属している技術者の情報の登録・管理
自社実績データの活用	登録した自社実績データを自社で活用

コリンズとテクリスの違い

コリンズ・テクリスは、発注機関から受注した契約の内容が「工事の契約」か「業務の契約」によりコリンズ・テクリスに分かれています。利用申込みも異なりますのでお手続き前に必ずご確認ください。

利用するシステム	コリンズ (CORINS) CO n struction R e cords I n formation System (工事実績情報システム)	テクリス (TECRIS) TE c hnical C o n s ulting R e cords I n formation S y stem (業務実績情報システム)
利用対象企業	建設会社 建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む建設会社	土木関係コンサルタント業者、地質調査業者、測量業者、補償関係コンサルタント業者など
受注している契約内容 ※1	工事 公共工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事など）	業務 調査設計業務、地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務、発注者支援業務等

※1 「工事」と「業務」の契約は契約名称ではなく、契約の内容になりますので、契約件名のみで判断せずに、契約内容でご判断ください。

出典) 一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) HP

- Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
 3. 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

○ 評価結果の発注者間の相互利用を促進

国土交通省では、一部の地方整備局において、地方公共団体における工事成績等を活用する取組を実施している。

【自治体評価型総合評価方式（関東地方整備局）】

(1)概要 地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。
(2)有効性 ・都県政令市の工事成績評定点や表彰を評価し、国実績の無い(少ない)企業の参入を促す。
(3)適用評価型式 ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
(4)適用工事種別 ・「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」に適用可能 ・分任官工事に適用可能 ・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定
(5)配点の特徴 【企業の技術力】 1)工事成績【最大6点】 ・都県政令市発注工事の当該工種工事における工事成績評定点(同一機関:2件)の平均点を評価 (※国成績を有している企業は、国の成績で評価する) 2)優良工事等表彰【最大5点】 ・都県政令市発注工事において受彰した知事表彰等の有無を評価 3)本発注工事の工事種別における新規契約の有無を評価【最大4点】 4)地域貢献度(災害協定)【最大2点】 ・都県政令市の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等に評価 5)地域貢献度(災害協定に基づく活動実績)【最大2点】 ・都県政令市の災害協定に基づく活動実績も発注担当事務所の活動実績と同等に評価 6)地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定)を評価【最大2点】 【配置予定技術者の技術力】 1)同種工事の工事成績【最大3点】 ・競争参加資格を満たすことを証明するために提出した都県政令市の工事成績評定点を評価 2)優秀工事技術者等表彰【最大2点】 ・都県政令市発注工事において受彰した技術者表彰の有無を評価

【配点表(一般土木)】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型		
			満点	評価点	必須/選択
(1)施工計画	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用	可/不可(欠格)		
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用			
(2)企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の工事成績	30	5	○
		②工事成績(都県政令市の発注工事の成績も対象)		6	○
		③工事成績(減点要素)		0~5	○
		④優良工事表彰(都県政令市の表彰も対象)		5	○
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12	○
		⑥本発注工事の工事種別における新規契約の有無		4	○
	地域精進度 地域貢献度	⑦地域精進度(近隣地域での施工実績)		2	○
		⑧地域精進度(災害時の施工体制)		2	○
		⑨地域貢献度(災害協定)(都県政令市の災害協定も発注担当事務所の災害協定と同等評価)		2	○
		⑩地域貢献度(災害協定に基づく活動実績)(都県政令市の活動実績も発注担当事務所と同等評価)		2	○
		⑪地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定)		2	○
		⑫同種工事の工事経験		3	○
(3)配置予定 技術者の技術力	配置予定 技術者の能力	⑬同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)(都県政令市の発注工事の成績も対象)	10	3	○
		⑭優秀工事技術者表彰(都県政令市の表彰も対象)		3	○
		※自由設定項目		2	○
	自由設定項目	1) 資格		1	○
		2) 過去の同種工事の工事経験		1	○
		3) 継続教育(CPD・CPDS)の取組状況		1	○
		4) 自由項目		1	○
		合計		40	
(4)買上げの実施に関する 評価	※買上げの実施を表明した企業等		3	3	○
	※買上げの基準に達していない場合等(減点)			-4	○
(5)カー・ライフ・プラス関連 認定企業の評価 ^{※1}	※女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づき認定を受けている		1	1	○
合計				-44	

※1 B等級(単独)以上の場合は必須項目、それ以外の場合は対象外(B+C等級も対象外)。全工事への適用時期は本省通知を踏まえ設定

出典)「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」(令和6年度版)
 (令和6年10月国土交通省関東地方整備局)

【地方自治体発注工事の工事实績評価】（中国地方整備局）

《地方自治体発注工事の工事实績評価》

- ・総合評価落札方式の場合、企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。（公平な競争環境とは言い難い。）
- ・また、地方自治体発注工事でも同種工事で良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要がある。
- ・H24.4～地方自治体発注工事の工事实績（一般土木及び維持修繕）について評価対象としている。
- ・H29年度から、対象工種を拡大（造園工事及び塗装工事を追加）する。
- ・H31年度よりさらなる受注機会拡大の観点から、対象工種を拡大（電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備）する。
- ・R3年度より新たな工事種別として橋梁補修工事が追加となったことと合わせ、自治体発注工事实績も橋梁補修工事を追加。

評価方法

- 対象工事：3億円未満の施工能力評価型（一般土木、維持修繕、造園、塗装、電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備、橋梁補修工事）を対象
- 評価方法：企業の成績 → 一般土木工事および維持修繕工事、造園工事、塗装工事、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、橋梁補修工事の2年間のそれぞれの工種の平均を直轄と同様に評価
（一般土木工事・維持修繕工事・橋梁補修工事は3工種の平均で評価）
（ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。）
※過去2年間に地方自治体の実績が無い場合は、過去4年間に溯り、直近年度の平均点を評価。
- 技術者の成績 → 同種工事の4年間の工事成績を直轄と同様に評価
（ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。）
- 留意点①：評価は、工事発注を行う事務所の所在県の発注実績のみとする。
- 留意点②：過去2ヶ年の県実績データは、企業からの申請資料を確認し評価する。
- 留意点③：各県毎に成績評定の平均点にバラツキや中国地整の平均点と差がある場合は、公平性を確保するため中国地整と同レベルに補正する。補正方法は、申請された評定点に当該係数を乗じ評価する。

67

出典）「令和6年度の入札・契約方針」（令和6年9月国土交通省中国地方整備局）

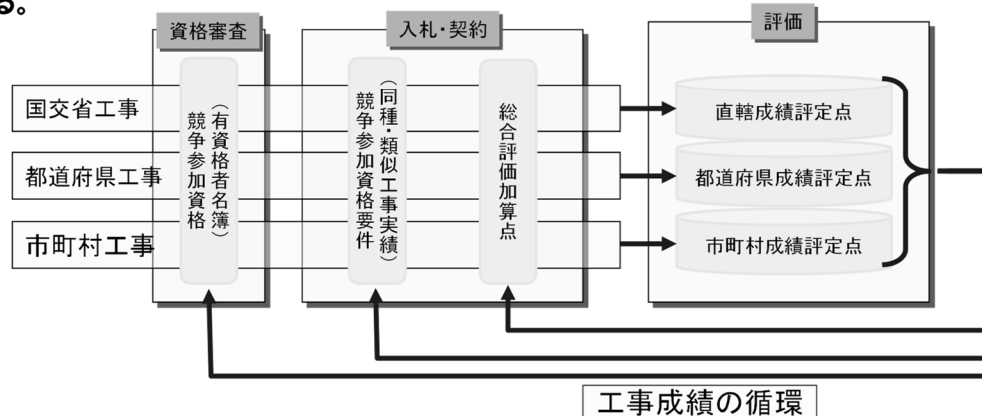
○ 評価項目、評価方法の標準化（工事） 1) 2)

国土交通省では、工事成績評価結果の発注者間（国、地方公共団体等）の相互利用を促進するため、標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

【工事成績評価の標準化の目的】

工事成績共有化の目的

○一つの工事の成績評価点が、当該発注者に限らず複数の発注者において共通利用されることにより、工事成績の重要性が増加する。このため、**企業の工事品質に対する向上努力（成績評価点向上のインセンティブ）**が期待され、公共工事の品質確保に向けた好循環が構築される。



○直轄及び都道府県の工事成績評価を市町村が活用可能な環境を整備することにより、**市町村での総合評価方式拡大の動機**となる。又、直轄工事の工事成績評価を都道府県が活用することにより総合評価方式の充実が可能。

○他機関実績を有効に活用することにより、より適切な評価が可能となり、**入札における技術競争がさらに充実する。**

2

出典)「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会 品質確保専門部会 (第1回)」(平成19年7月国土交通省)

また、国土交通省では、一部の地方整備局において、市町村等における工事成績評価時の参考となるよう、「小規模（市町村）工事成績評価要領（案）」を作成している。

公共建築工事については、「工事成績評価要領作成指針」をとりまとめ、国、都道府県及び政令市において公共建築工事の成績評価の標準化を図っている。

また、同意する発注者間で工事成績データの共有化を実施している。

○ 成績評価・要領等の標準化（業務） 3) 4)

国土交通省では、厳正かつ的確な評価の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として委託業務等の成績評価要領を策定している。公共土木工事に係る設計業務等については、現在、標準化の方法等の詳細について検討しているところである。

公共建築工事に係る建築設計等委託業務については、「公共建築設計等委託業務成績評価基準」を各省庁統一の基準として制定するとともに、国、都道府県及び政令市において「建築設計等委託業務成績評価要領作成指針」等を取りまとめ、成績評価の標準化を図っている。また、同意する発注者間で業務成績データの共有化を実施している。

【建築設計等委託業務における成績評定の相互利用機関（令和4年4月1日現在）】

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、内閣府沖縄総合事務局、法務省、文部科学省、農林水産省、環境省、防衛省、青森県、茨城県、京都府、島根県、佐賀県、国土交通省

（参考資料）

- 1) 「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」（平成22年2月国土交通省中部地方整備局）
- 2) 「公共建築工事成績評定要領作成指針」（平成19年4月（最終令和3年8月）中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）
- 3) 「公共建築設計等委託業務成績評定基準」（平成21年4月国土交通省）
- 4) 「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」（平成19年3月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議、全国営繕主管課長会議）

- II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項
3. 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

【指針本文】

(発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、**地域発注者協議会等を通じて**、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な**連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。さらに、国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。

【解 説】

○ 地域発注者協議会等を通じて連携や調整

各地方ブロックに組織されている地域発注者協議会において、発注者間の連携により、様々な取組が実施されているところである。

【関東ブロック発注者協議会の取組】

全国統一指標の調査・公表

発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、発注関係事務の重点項目を「**全国統一指標**」として調査し、**結果を公表**。

(H28、H29、H30年度調査結果を公表)

【対象機関】471機関

(国:17機関、特殊法人等:25法人、地方公共団体:1都8県、5政令市、415市区町村)

【重点項目】

○予定価格の適正な設定

指標①:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の対応状況(見積の活用)

指標②:単価の更新頻度

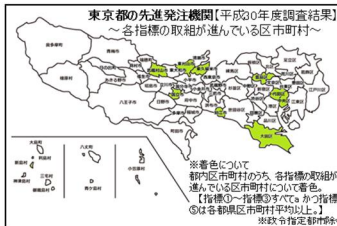
○適切な設計変更

指標③:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

指標④:設計変更の実施工事率

○発注や施工時期の平準化

指標⑤:平準化率



取組が進む先進自治体を可視化
指標①～③、⑤が各都県区市町村の平均値より高い自治体を地図上で着色抽出し、わかりやすく公表し、会員と共有。

全国統一指標 <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

発注見通しの統合・公表

H26年度策定の発注関係事務の運用に関する指針では、「各発注者が連携し発注の見通しを単位等で統合して公表にするように努める」とされており、**H29.5より四半期ごとに関東地方整備局で取りまとめを行い公表**。

<H29.5月期>

0.4%

<H30.4月期>

34%

<R1.10月期>

96%

(2機関/471機関)

(158機関/471機関)

(451機関/472機関)

発注見通しの統合 <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000152.html>

発注者間の連携体制の構築

関東ブロック発注者協議会や発注者ナビ等において、市区町村等地方公共団体への**入札・契約制度、発注関係事務の取組等に関する情報提供・講習会等の開催**や、関東地方整備局職員を講師とする**出前講座の開催等、地方公共団体の発注者育成を支援**。

1)発注者協議会

■国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロックごとに組織。

2)工事検査への臨場

■公共工事の品質が十分に確保されるよう、自治体への育成支援の一環として、適正な検査技術の習得を目的に、直轄工事等の工事検査への臨場を実施。

【平成30年度実績
(関東地方整備局)】
6機関(埼玉県、龍ヶ崎市、千葉市、石岡市、船橋市、行方市)

【発注者協議会の体系】



3)総合評価審査委員の派遣

■自治体からの依頼に基づき総合評価審査委員を自治体へ派遣し、総合評価の取り組みを支援。
【平成30年度実績(関東地方整備局)】
○関東管内の7都府県に対し、のべ58名を派遣。
○関東管内の9市に対し、のべ12名を派遣。●その他、3団体へ3名を派遣。

4)演習・講習会・出前講座の実施

■都県分科会等において「改正品確法・運用指針」及び総合評価等に関する説明・情報提供の実施。

5)相談窓口の設置・受付

6)発注者ナビでの情報配信

■公共工事等の品質確保の推進を支援する、発注者向けのメールマガジン。
最新の指針に関する話題や国・自治体等の取組状況を紹介。
■関東ブロック発注者協議会の各機関に対するメール配信及びWEBを活用した情報発信(概ね四半期毎に配信)。

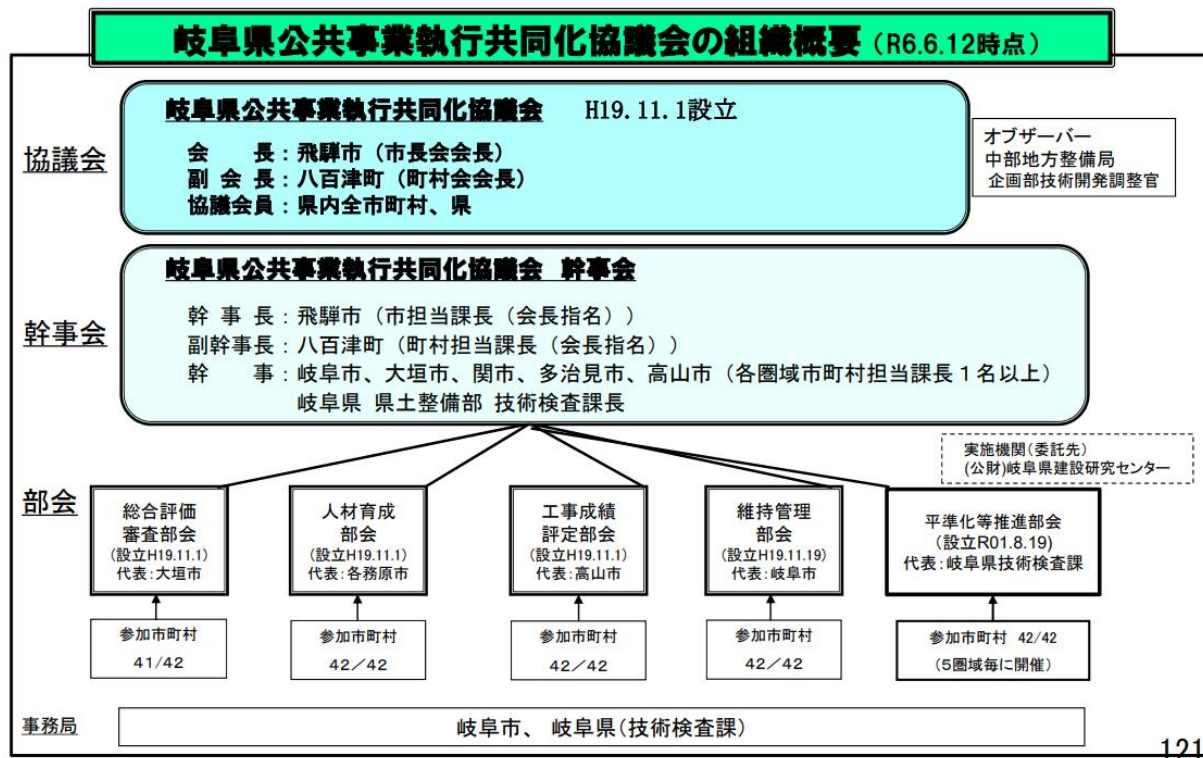
<配信の流れ>



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会(令和元年度 第2回)」(令和2年2月国土交通省)

品確法運用指針に基づき、各施策の更なる推進を図るため、地域発注者協議会において、体制の強化や各都道府県の協議会の設置などの取組が行われているところである。

【各県の協議会の設置（中部ブロック発注者協議会）】



121

出典)「令和6年度中部ブロック発注者協議会幹事会」(令和6年6月)

【実施体制（近畿ブロック発注者協議会）】

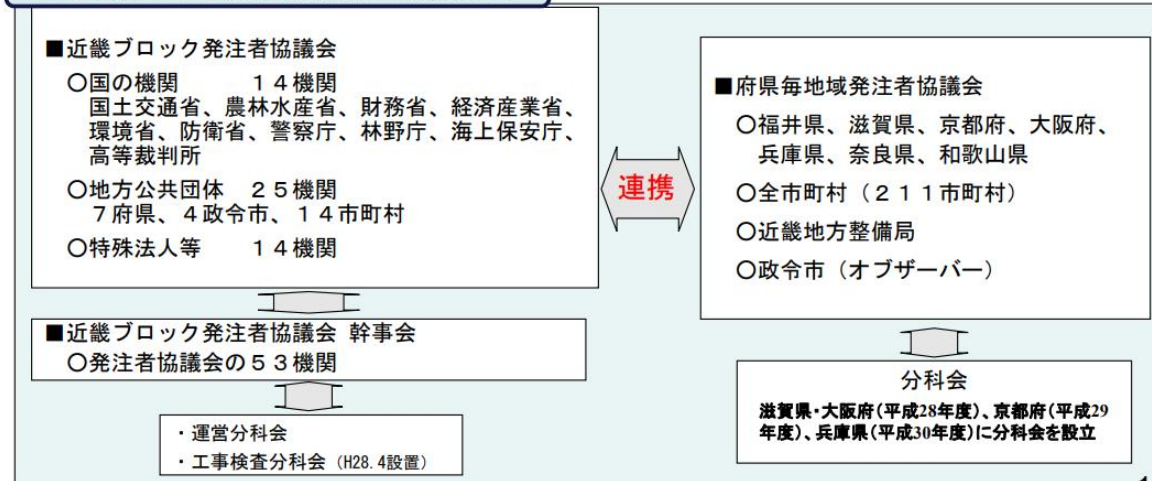
運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

○公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）

○各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

■近畿ブロック発注者協議会の構成図



出典)「近畿ブロック発注者協議会（第17回）」（令和6年4月）